

Enjin

第19回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

株式会社 Enjin

証券コード 7370

日 時 2025 年 8 月 22 日 (金)

10:00 ~

受付開始
9:30

場 所 東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
日本橋高島屋三井ビルディング 9 階
日本橋ホール

議 案	第 1 号議案	剰余金処分の件
	第 2 号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件
	第 3 号議案	監査等委員である取締役 1 名選任の件
	第 4 号議案	補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
	第 5 号議案	会計監査人選任の件

Purpose

社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する

We produce the excellent person who is helpful for the society as many as possible.

Mission

あらゆる価値を「可視化」する

Visualize every value.

Message

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをパーパスとして、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでいます。PR 支援サービスという伝えるチカラを通じて、魅力のある企業・団体等を世の中に増やし、それにより、社会の役に立つ人々が増えていくこと。世の中そのものが良くなること。それが当社グループが実現したいことです。当社グループのお客様が、競合他社よりも一歩先んじるために寄り添い、共に成長し続けていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年8月7日
(電子提供措置の開始日2025年7月31日)

株 主 各 位

証 券 コ ー ド 7370
東京都中央区銀座五丁目13番16号
株式会社 Enjin
代表取締役 本 田 幸 大
社 長

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第19回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.y-enjin.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスの上、銘柄名（会社名）「Enjin」又は証券コード「7370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年8月21日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、次の事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の株式に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査等委員会の監査報告書

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年8月21日（木曜日）
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年8月21日（木曜日）
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2025年8月21日（木曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年8月22日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（平日9:00～17:00）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

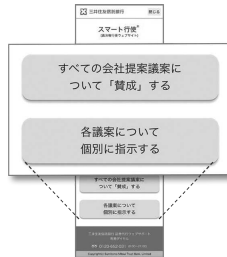
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



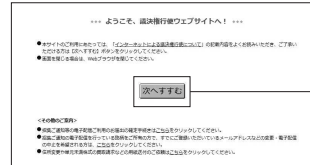
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

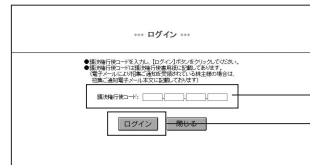
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

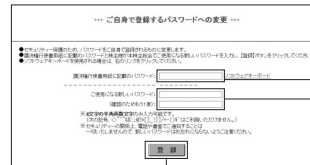
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としており、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%としております。この方針に基づき、2025年5月期の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき38円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 25円
総額 176,073,325円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年8月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ほん だ こう だい 本 田 幸 大 (1979年8月1日生)	2004年4月 株式会社矢動丸プロジェクト入社 2007年3月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月 株式会社アジアハーブアソシエーション ジャパン代表取締役 2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action代表理事（現任）	1,123,980株
2	はら ぐち ひろ みつ 原 口 博 光 (1978年4月2日生)	2003年4月 経済産業省入省 2006年3月 シナジーマーケティング株式会社監査役 2011年3月 ダントーホールディングス株式会社代表取締役社長 2015年8月 デロイトトーマツアンカーマネージメント株式会社ディレクター 2018年10月 三井農林株式会社執行役員 2022年8月 東京農業大学客員教授（現任） 2023年8月 当社取締役（現任）	35,000株
3	ひら た ゆう じ 平 田 佑 司 (1978年7月15日生)	2001年4月 松山高治税理士事務所入所 2002年9月 山田正克会計事務所入所 2006年11月 株式会社矢動丸プロジェクト入社 2007年3月 当社入社 2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action監事（現任） 2019年5月 当社取締役社長室長 2020年1月 当社取締役経営企画本部長 2020年8月 当社取締役（現任）	48,300株
4	きく かわ れい 菊 川 怜 (1978年2月28日生)	1998年 ファッション誌 専属モデルに起用 1999年以降 TVドラマ、映画、CM、報道番組、舞台など多数出演（現職） 2002年10月 NTV系ワイドショー メインキャスター 2012年7月 FNS系情報番組 サブ司会	一株

- (注) 1. 本田幸大氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社 S & S ホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 菊川怜氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 菊川怜氏を候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたりメディア業界で築いてこられた幅広い人脈と情報発信に関する知見、豊富な経験を活かし、当社のメディアエージェンシー機能の強化に資するとともに、女性ならではの視点を活かして中立的かつ客観的な立場から当社の経営に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。
5. 当社は、菊川怜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 上記取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年7月14日現在のものです。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の多鹿晴雄氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者古田靖幸氏は多鹿氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めに従い、多鹿氏の残任期間となります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
ふる た やす ゆき 古 田 靖 幸 (1960年5月20日生)	1983年4月 株式会社電通国際情報サービス入社 1986年4月 株式会社STA入社 1991年8月 Eranst&Young LLP入社 1993年6月 Authr Andersen LLP入社 2002年6月 Deloitte & Touche LLP 2015年10月 デロイトトーマツ合同会社・有限責任監査 法人トーマツ移籍	一株

- (注) 1. 候補者古田靖幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古田靖幸氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 古田靖幸氏を候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての経歴から財務・会計・監査に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から適切な監査及び当社の経営に的確な提言・助言等をいただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としております。
4. 当社は、古田靖幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により補填することとしております。古田靖幸氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 上記監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2025年7月14日現在のものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
みずのたいすけ 水野泰輔 (1982年4月10日生)	2005年12月 中央青山監査法人入社 2007年8月 あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入社 2016年8月 公認会計士水野事務所代表（現任） 2017年3月 株式会社Trusted Advisors代表取締役（現任） 2019年4月 Nexus Bank株式会社社外監査役 2019年9月 PM Partners合同会社代表社員（現任） 2020年7月 株式会社リアークスファインド社外監査役（現任） 2021年10月 株式会社月野夜ファーム代表取締役CFO（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水野泰輔氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 水野泰輔氏を候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の業務執行における適正性の確保及び経営に的確な提言・助言等をいただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。
4. 水野泰輔氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により補填することとしております。水野泰輔氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 上記候補者の所有する当社の株式の数は、2025年7月14日現在のものです。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwC Japan有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

当社がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数が7年に及ぶことを考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制並びに監査報酬を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年7月1日現在)

名 称	RSM清和監査法人			
事務所	東京事務所 神戸事務所	東京都千代田区飯田橋 1－3－2 曙杉館 4 階 兵庫県神戸市中央区海岸通 8 神港ビルジング 1 階		
沿 革	2004年3月 2010年5月	設立 RSM Internationalと業務提携		
概 要	構成人員	社員	(公認会計士)	23名
		職員	(公認会計士)	72名
			(公認会計士試験合格者等)	23名
			(監査補助職員)	19名
			(その他事務職員等)	21名
			(非常勤職員)	27名
		合計		185名
	監査関与会社数			144社
	資本金			42百万円

以上

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続く一方で、物価上昇や中東情勢の緊迫化、中国における不動産市況停滞に伴う影響等、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっていることもあり、依然として不透明さが残っています。

このような環境下において、当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出すること」をパーパス（存在意義）とし、「あらゆる価値を可視化する」ことを全てのサービスの根幹となるミッションと位置づけ、PRコンサルティングサービスを主軸としたPR事業を展開してまいりました。

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントのブランド価値を多角的に最大化しています。

また、子会社のアズ・ワールドコムジャパン株式会社ではメディアリレーション、イベント支援、リスクマネジメントなど多岐にわたるオーダーメイドのPR支援を強みとし、民間企業に留まらず、国内外の政府系案件にも対応してまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は2,919,699千円（前期比10.6%減）となりました。利益面においては、営業利益841,034千円（前期比19.5%減）、経常利益844,062千円（前期比21.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益539,211千円（前期比28.0%減）となりました。

セグメントごとの状況は次のとおりであります。

①PRコンサルティングサービス

PRコンサルティングサービスは複数のメディアを活用したマルチメディア戦略及びPR戦略の提案から実行支援までを一貫して行い、経営戦略や営業戦略と連携したコミュニケーション戦略を展開しております。当連結会計年度におけるPRコンサルティングサービスの売上高は2,551,818千円（前期比11.6%減）、セグメント利益は810,059千円（前期比16.9%減）となりました。

②メディアプラットフォームサービス

メディアプラットフォームサービスはPRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。当連結会計年度におけるメディアプラットフォームサービスの売上高は367,881千円（前期比3.3%減）、セグメント利益は30,976千円（前期比55.9%減）となりました。

当社グループの報告セグメントは、従来「ダイレクトブランディングサービス」、「ストラテジックPRサービス」、「PRプラットフォームサービス」の3区分でありましたが、当連結会計年度より、「PRコンサルティングサービス」、「メディアプラットフォームサービス」の2区分に変更しました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は54,121千円であり、主な内容は、オフィス内装工事、PC・オフィス備品購入、プラットフォームサービスシステム開発等であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

なお、当社グループはPRコンサルティングサービス事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

①人材の確保及び育成強化

当社グループでは、今後の成長戦略を着実に遂行していくためには、人材の確保と育成強化が必須であると認識しております。即戦力となる中途採用を強化するとともに、将来の経営幹部となる人材の確保のために積極的に新卒採用を進めていく方針であります。

②組織・管理体制の強化

経営環境の変化に対し、柔軟かつ迅速な意思決定を機動的に対応できる組織作りを目指し、経営効率化の観点から、管理部門の生産性向上に努めてまいります。

また、管理部門の人材確保と育成強化を充実させ、今後は株主を始めとするステークホルダーに対して、適時、的確な情報を開示するとともに、財務報告の適正性や経営を継続していく上でのコンプライアンス体制を強化し、企業としての社会的責任に努めてまいります。

③新しい広報・PR手法の開発

PR業界においては、多様化するメディア環境を背景に、企業・団体において広報・PR活動の重要性に対する認識が一層高まっており、潜在市場における新しいニーズに対応するために新しい広報・PR手法の開発が課題となっております。そのためには、顧客ニーズを的確に捉え、その要望を入念に吟味しながら、顧客価値の向上を目指した継続的なサービス機能の拡充に努めてまいります。

④サービスの認知度向上

今後も高い成長率を持続していくためには、当社グループのサービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後は積極的な広告推進等を通じてサービスの認知度向上を図るとともに、新規顧客の獲得に向けて、マーケティングの強化や紹介パートナーの拡大等、営業機能の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	3,267,043	2,919,699
経 常 利 益 (千円)	—	—	1,078,370	844,062
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	749,011	539,211
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	105.08	76.72
総 資 産 (千円)	—	5,493,864	5,054,743	5,302,835
純 資 産 (千円)	—	4,163,923	4,357,296	4,643,547
1株当たり純資産額 (円)	—	572.95	621.71	658.20

(注) 第17期が連結計算書類の作成初年度であるため、第16期の状況は記載していません。また、連結子会社のみなし取得日を第17期末日としていることから、第17期においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第16期	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	3,065,500	3,481,014	3,064,252	2,818,069
経 常 利 益 (千円)	1,236,833	1,313,995	1,076,157	854,208
当 期 純 利 益 (千円)	828,645	879,400	755,796	542,810
1株当たり当期純利益 (円)	112.72	119.45	106.03	77.23
総 資 産 (千円)	4,875,770	5,070,064	5,038,241	5,292,010
純 資 産 (千円)	3,816,785	4,166,004	4,366,163	4,656,012
1株当たり純資産額 (円)	515.53	573.24	622.97	659.97

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
アズ・ワールドコム ジャパン株式会社	10 百 万 円	100 %	対 外 的 PR

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主にPR事業を行っております。

(8) 主要な事業所

①当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区

②子会社

名 称	所 在 地
アズ・ワールドコムジャパン株式会社	東 京 都 中 央 区

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
136名	32名減

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
129名	30名減

(注) 上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,280,200株

(3) 株主数 5,547名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 S & S ホールディングス	3,000,000 株	42.59 %
本田 幸大	1,123,980 株	15.95 %
株式会社 W i s e W e a l t h	127,800 株	1.81 %
楽天証券株式会社	71,100 株	1.00 %
平田 佑司	48,300 株	0.68 %
小川 浩平	48,100 株	0.68 %
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	40,400 株	0.57 %
J P モルガン証券株式会社	36,950 株	0.52 %
原口 博光	35,000 株	0.49 %
鉢嶺 登	31,900 株	0.45 %

(注) 当社は、自己株式（237,267株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2024年9月13日付け取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）1名に対して譲渡制限付株式報酬として35,000株の自己株式を処分することを決議し、2024年10月11日付けで割り当てております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 田 幸 大	特定非営利活動法人Candy Action代表理事
取締役	原 口 博 光	東京農業大学客員教授
取締役	平 田 佑 司	特定非営利活動法人Candy Action監事
取締役 (常勤監査等委員)	多 鹿 晴 雄	特定非営利活動法人Candy Action理事
取締役 (監査等委員)	工 藤 竜之進	TMI総合法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	吉 田 桂 公	のぞみ総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役工藤竜之進氏及び取締役吉田桂公氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役工藤竜之進氏及び取締役吉田桂公氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員工藤竜之進氏は弁護士であり、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員吉田桂公氏は金融庁への出向経験等を有し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。）の報酬制度は、固定報酬である基本報酬と株式報酬で構成されております。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会の諮問の上、取締役会の決議により決定し、株式報酬については、株主総会で決議された報酬限度額及び株式数の範囲内で株式交付規程の定めにより決定することを基本方針としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。個別付与株式数は、株主総会決議により決定された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、譲渡制限付株式報酬の総額100百万円の限度内かつ付与株式の総数年35,000株の限度内において、当社の業況、職責等をもとに取締役会決議により決定しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会の答申を受けて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当職務や貢献度、業績等に応じて、取締役会の決議により報酬を決定しており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	77,773 （ 501 ）	74,115 （ 501 ）	—	3,658	3 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12,900 （ 9,000 ）	12,900 （ 9,000 ）	—	—	3 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	3,600 （ 1,800 ）	3,600 （ 1,800 ）	—	—	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	94,273 （ 11,301 ）	90,615 （ 11,301 ）	—	3,658	6 (3)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年8月23日開催の定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

上記報酬等のほか、2024年8月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年8月23日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	工 藤 竜之進	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 田 桂 公	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会3回全て、監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2024年8月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社及びグループ子会社は、役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及びグループ子会社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容とともに全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
4. 監査等委員である取締役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査等委員である取締役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社及びグループ子会社は「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
2. 取締役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及びグループ子会社は「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。

2. 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における兼務の適正を確保するための体制
1. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社及び関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認又は事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
 2. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期的実施する。
 3. 子会社及び関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導及び支援を実施する。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会はこれを任命し、補助業務に当たらせる。
 2. 補助使用人は、監査等委員会を補助するための業務に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。
 3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制
1. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人はこれに応じて速やかに報告する。

2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
 3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- ⑨監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社及びグループ子会社の役職員に周知・徹底する。
- ⑩監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会は、法令に従い、その構成員の過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を確保する。
 2. 監査等委員会は代表取締役及び取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る
 3. 監査等委員である取締役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
 4. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
 5. 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
 2. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

3. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
4. 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

⑫反社会的勢力の排除に向けた体制

1. 当社及びグループ子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社及びグループ子会社の役員、従業員に周知徹底する。
2. 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、監査等委員である常勤取締役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象として、定期的にインサイダー取引及びハラスメント等の内容を含むコンプライアンスにかかる研修を実施しました。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため 内部通報制度を設け、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査役会を3回、監査等委員会を10回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査人との情報交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行うことで、取締役による業務の執行を監査しております。

- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
現在導入の予定はありません。

- (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、株主還元における基本方針を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向といたします。総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%とし、残りの70%は成長投資に振り分けまします。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。)配当と自己株式の取得の比率につきましては、市場環境等に基づき都度決定いたします。

この方針は、資本市場の動向や今後の事業環境を勘案し、当社の将来の成長投資機会を考慮した上で、株主の皆様への還元を積極的に行おうとするものであります。

なお、配当の回数は、期末配当として年1回又は中間配当を含めた年2回を基本方針としております。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,506,270	流 動 負 債	634,548
現 金 及 び 預 金	4,127,950	買 掛 金	36,513
売 掛 金	61,082	未 払 金	23,435
棚 卸 資 産	12,419	未 払 費 用	74,617
未 収 入 金	239,314	未 払 法 人 税 等	99,014
前 払 費 用	82,872	前 受 金	335,501
そ の 他	3,498	賞 与 引 当 金	40,077
貸 倒 引 当 金	△20,867	そ の 他	25,388
固 定 資 産	796,564	固 定 負 債	24,739
有 形 固 定 資 産	168,423	繰 延 税 金 負 債	5,529
建 物	127,422	そ の 他	19,210
車 両 運 搬 具	20,048		
工 具、器 具 及 び 備 品	17,266	負 債 合 計	659,287
土 地	3,686	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	117,705	株 主 資 本	4,635,246
ソ フ ト ウ エ ア	30,312	資 本 金	905,162
顧 客 関 連 資 産	34,285	資 本 剰 余 金	875,162
の れ ん	53,107	利 益 剰 余 金	3,114,176
投 資 そ の 他 の 資 産	510,436	自 己 株 式	△259,254
投 資 有 価 証 券	73,177		
長 期 貸 付 金	238,810	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計	415
繰 延 税 金 資 産	55,748	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	415
破 産 更 生 債 権 等	22,883		
そ の 他	142,700	新 株 予 約 権	7,884
貸 倒 引 当 金	△22,883	純 資 産 合 計	4,643,547
資 産 合 計	5,302,835	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,302,835

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		2,919,699
売 上 原 価			582,964
売 上 総 利 益			2,336,735
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,495,700
営 業 利 益			841,034
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,828		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,559		
補 助 金 収 入	3,915		
匿 名 組 合 投 資 利 益	18,468		
固 定 資 産 売 却 益	3,559		
そ の 他	1,168		33,499
営 業 外 費 用			
為 替 差 損	10,902		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	12,043		
固 定 資 産 除 却 損	5,064		
そ の 他	2,461		30,472
経 常 利 益			844,062
特 別 損 失			
減 損 損 失	25,499		25,499
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			818,563
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			285,015
法 人 税 等 調 整 額			△5,664
当 期 純 利 益			539,211
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			539,211

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
当 期 首 残 高	904,650	874,650	2,867,609	△297,498	4,349,411	—
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	512	512	—	—	1,024	—
剰余金の配当	—	—	△258,060	—	△258,060	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	539,211	—	539,211	—
譲渡制限付株式報酬	—	△34,585	—	38,243	3,658	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	34,585	△34,585	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額	—	—	—	—	—	415
当期変動額合計	512	512	246,566	38,243	285,833	415
当 期 末 残 高	905,162	875,162	3,114,176	△259,254	4,635,246	415

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,884	4,357,296
当 期 変 動 額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	1,024
剰余金の配当	—	△258,060
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	539,211
譲渡制限付株式報酬	—	3,658
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額	—	415
当期変動額合計	—	286,248
当 期 末 残 高	7,884	4,643,547

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 アズ・ワールドコムジャパン株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は5月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕 掛 品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6～38年			
車	両	運	搬	具	2～6年
工具、器具及び備品		2～15年			

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ	フ	ト	ウ	エ	ア	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
顧	客	関	連	資	産	その効果の及ぶ期間（7年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

PRコンサルティングサービス

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントの

ブランド価値を多角的に最大化しています。

また子会社のアズ・ワールドコムジャパン株式会社ではメディアリレーション、イベント支援、リスクマネジメントなど多岐にわたるオーダーメイドのPR支援を強みとしています。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点に履行義務を充足したとして収益を認識しております。

メディアプラットフォームサービス

PRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。このプラットフォームでは、顧客はメディアへ情報発信ができ、メディアは掲載情報募集ができます。これにより、双方の情報を確認し、直接的なメディアリレーションが可能です。顧客はメディアからのオファーに積極的にアプローチすることもできます。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年以内）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 55,748千円

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

- (2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。主に前述の判断を行うにあたって、「当連結会計年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

- (3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 53,107千円

顧客関連資産 34,285千円

アズ・ワールドコムジャパン株式会社の取得により生じたのれん及び顧客関連資産を連結計算書類に計上しております。

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、株式の取得原価と企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しております。顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すと期待される超過収益の現在価値として算出しております。のれんの償却期間及び現在価値は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております。

当社は、のれん及び顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。また、減損の兆候判定においては、主に取得日時点の当初事業計画と実績との比較に基づき、超過収益力等の毀損の有無を検討しており、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

当連結会計年度末において、取得時の当初事業計画との差異が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、見直し後の事業計画を基礎として算定しており、主要な仮定は、売上高見込みに含まれる契約獲得予測であります。契約獲得予測については営業体制の見直し等による販売拡大効果を織り込んでおります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、事業計画策定に用いた仮定の見直しが必要となった場合、のれん及び顧客関連資産の評価に影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

仕掛品	12,015千円
貯蔵品	404千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 174,984千円

連結損益計算書に関する注記

固定資産に係る重要な減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事務所	建物等	東京都中央区

当社グループは、主に事業セグメントを基本単位として資産のグルーピングを行っていますが、将来の使用の見込みがなくなった遊休資産など、独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものは、個別の資産グループとしております。当連結会計年度において、事務所の一部について移転の意思決定を行ったことから、事務所の建物等は将来使用の見込みがなくなった遊休資産として認識したため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失25,499千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物24,628千

円、その他871千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,268,200	12,000	—	7,280,200
合計	7,268,200	12,000	—	7,280,200
自己株式				
普通株式	272,267	—	35,000	237,267
合計	272,267	—	35,000	237,267

（注） 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加12,000株は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少35,000株は、譲渡制限付株式の割当によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年8月23日 定時株主総会	普通株式	166,503	23.80	2024年5月31日	2024年8月26日
2025年1月14日 取締役会	普通株式	91,558	13.00	2024年11月30日	2025年1月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	176,073	25.00	2025年5月31日	2025年8月25日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数
- 普通株式 28,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に自己資本による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期貸付金は役員等に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。長期貸付金は担保を設定し、保有状況や残高を定期的にモニタリングしております。

②資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期貸付金	238,810	236,988	△1,822
破産更生債権等	22,883	22,883	—
貸倒引当金（*）	△22,883	△22,883	—
	—	—	—
資産計	238,810	236,988	△1,822

（*）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (3) 当連結会計年度の連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示対象とはしておりません。当該出資は連結貸借対照表計上額「投資有価証券」に73,177千円で計上しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,127,950	－	－	－
売掛金	61,082	－	－	－
未収入金	239,314	－	－	－
合計	4,428,347	－	－	－

(5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レ ベ ル 1 の 時 価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レ ベ ル 2 の 時 価……………観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レ ベ ル 3 の 時 価……………観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	236,988	－	236,988
破産更生債権等	－	－	22,883	22,883
貸倒引当金	－	－	△22,883	△22,883
	－	－	－	－
資産計	－	236,988	－	236,988

資産

長期貸付金

貸付先ごとに回収予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローと期末時点における元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
PRコンサルティングサービス	2,551,818
メディアプラットフォームサービス	367,881
顧客との契約から生じる収益	2,919,699
その他の収益	－
外部顧客への売上高	2,919,699

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4.会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (※1)	78,798	61,082
契約負債 (※2)	374,208	354,711

(※1) 連結貸借対照表上「売掛金」に計上しております。

(※2) 連結貸借対照表上「前受金」及び「固定負債のその他」に計上しております。契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金及び長期前受金として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は318,118千円であります。また、当連結会計年度における契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	658円	20銭
1株当たり当期純利益	76円	72銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,372,017	流 動 負 債	616,788
現 金 及 び 預 金	4,026,664	買 掛 金	28,220
売 掛 金	41,607	未 払 金	18,705
棚 卸 資 産	5,409	未 払 費 用	73,280
未 収 入 金	238,151	未 払 法 人 税 等	98,944
前 払 費 用	77,749	前 受 金	335,501
そ の 他	3,304	賞 与 引 当 金	40,077
貸 倒 引 当 金	△20,867	そ の 他	22,058
固 定 資 産	919,992	固 定 負 債	19,210
有 形 固 定 資 産	167,950	長 期 前 受 金	19,210
建 物	127,422	負 債 合 計	635,998
車 両 運 搬 具	20,048	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	16,792	株 主 資 本	4,647,711
土 地	3,686	資 本 金	905,162
無 形 固 定 資 産	28,525	資 本 剰 余 金	875,162
ソ フ ト ウ エ ア	28,525	資 本 準 備 金	875,162
投 資 そ の 他 の 資 産	723,517	利 益 剰 余 金	3,126,641
投 資 有 価 証 券	73,177	利 益 準 備 金	86,883
子 会 社 株 式	223,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,039,758
長 期 貸 付 金	238,810	繰 越 利 益 剰 余 金	3,039,758
破 産 更 生 債 権	22,883	自 己 株 式	△259,254
繰 延 税 金 資 産	54,829	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計	415
そ の 他	133,700	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	415
貸 倒 引 当 金	△22,883	新 株 予 約 権	7,884
		純 資 産 合 計	4,656,012
資 産 合 計	5,292,010	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,292,010

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,818,069
売 上 原 価		560,016
売 上 総 利 益		2,258,052
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,406,788
営 業 利 益		851,264
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,799	
匿 名 組 合 投 資 利 益	18,468	
固 定 資 産 売 却 益	3,559	
そ の 他	5,061	31,889
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	10,890	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	12,043	
固 定 資 産 除 却 損	5,064	
そ の 他	2,450	30,450
経 常 利 益		852,703
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	1,559	1,559
特 別 損 失		
減 損 損 失	25,499	25,499
税 引 前 当 期 純 利 益		828,763
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		283,498
法 人 税 等 調 整 額		2,454
当 期 純 利 益		542,810

株主資本等変動計算書

(2024年 6 月 1 日から
2025年 5 月 31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									評価・換 算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備 金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当 期 首 残 高	904,650	874,650	－	874,650	61,077	2,815,399	2,876,476	△297,498	4,358,278	－	7,884	4,366,163
当 期 変 動 額												
新株の発行（新株 予約権の 行使）	512	512	－	512	－	－	－	－	1,024	－	－	1,024
剰余金の 配当	－	－	－	－	25,806	△283,866	△258,060	－	△258,060	－	－	△258,060
当期純利 益	－	－	－	－	－	542,810	542,810	－	542,810	－	－	542,810
譲渡制限 付株式報 酬	－	－	△34,585	△34,585	－	－	－	38,243	3,658	－	－	3,658
利益剰余 金から資 本剰余金 への振替	－	－	34,585	34,585	－	△34,585	△34,585	－	－	－	－	－
株主資本 以外の項 目の当期 変動額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	415	－	415
当 期 変 動 額合計	512	512	－	512	25,806	224,359	250,165	38,243	289,432	415	－	289,849
当 期 末 残 高	905,162	875,162	－	875,162	86,883	3,039,758	3,126,641	△259,254	4,647,711	415	7,884	4,656,012

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～38年

車 両 運 搬 具 2～6年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ フ ト ウ エ ア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

PRコンサルティングサービス

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントのブランド価値を多角的に最大化しています。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点で履行義務を充足したとして収益を認識しております。

メディアプラットフォームサービス

PRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。このプラットフォームでは、顧客はメディアへ情報発信ができ、メディアは掲載情報募集ができます。これにより、双方の情報を確認し、直接的なメディアリレーションが可能です。顧客はメディアからのオファーに積極的にアプローチすることもできます。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	54,829千円
--------	----------

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項に従って、要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得に基づき過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、回収が見込まれる繰延税金資産を見積っております。前述の判断を行うにあたって、「当事業年度末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」という仮定を置いており、当該仮定が主要な仮定に該当します。当該仮定を設定するにあたっては、市場環境の変化の有無等を考慮しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定に変化が生じた場合には、前述の会社分類に影響を及ぼすことを通じて、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

(子会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式	223,000千円
-------	-----------

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社株式は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない子会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の評価損を計上しております。

実質価額は、発行会社の直近の財務諸表を基礎に、超過収益力等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額で算定しています。超過収益力の評価にあたっての主要な仮定は、連結計算書類の注記表「会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。実質価額の測定に際しては、経営者の判断及び見積りが財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

子会社株式については、当事業年度において、実質価額の著しい下落がないことから減損処理を行っておりません。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該仮定は経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要になった場合には、実質価額が減少し、その結果、当期純利益にマイナスの影響を生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳
仕掛品 5,009千円
貯蔵品 399千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 174,747千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 392千円
短期金銭債務 550千円
4. 役員等に対する金銭債権債務
金銭債権 188,778千円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 売上原価 17,200千円
- 販売費及び一般管理費 3,416千円
- 営業取引以外の取引高 ー千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	272,267株	ー株	35,000株	237,267株

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の割当による減少 35,000株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

未払事業税	7,185千円
貸倒引当金	13,790千円
賞与引当金	12,271千円
投資有価証券評価損	2,437千円
資産除去債務	5,879千円
その他	13,264千円
繰延税金資産小計	54,829千円
評価性引当額	一千円
繰延税金資産合計	54,829千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社 Wise Wealth (注) 1	被所有 直接 1.81 %	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注) 2	102,310千円 694千円	長期貸付金 未収入金	102,310千円 694千円
役員	平田 佑司	被所有 直接0.69%	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取 (注) 2	38,400千円 454千円	長期貸付金 未収入金	85,000千円 774千円

(注) 1.株式会社 WiseWealthは、当社役員 原口 博光が議決権の100%を直接保有しております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の貸借に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

連結計算書類の注記表「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	659円	97銭
1 株当たり当期純利益	77円	23銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月23日

株式会社 E n j i n
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 村 仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 脇 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E n j i n 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月23日

株式会社 E n j i n
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 村 仁
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 脇 裕 樹
--------------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2024年6月1日から2025年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、それぞれの監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役が実施した監査の結果及び所見について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員は、上記に定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門 その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、以上の監査活動を通じてその構築及び運用の状況について確認するとともに、取締役及び使用人等から報告及び説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月23日

株式会社Enjin監査等委員会
常勤監査等委員 多 鹿 晴 雄 ㊞
監査等委員 工 藤 竜之進 ㊞
監査等委員 吉 田 桂 公 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール



〔交通〕 電車のご利用案内

地下鉄東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅 直結

地下鉄都営浅草線「日本橋」駅 徒歩1分

JR「東京」駅 徒歩5分

※日本橋高島屋三井ビルディング B1階及び1階よりオフィスエレベーターをご利用の上、ご来場ください。

日本橋高島屋S.C.「本館」及び「新館」からのアクセスはできませんので、ご注意ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。